

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鈴木 六美
登録番号又は法人番号	06101474
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	鈴木行政書士事務所
事務所所在地	千葉県野田市中根 18 番地の 3 ローターパレス野田 310 号
処分年月日	令和 7 年 6 月 30 日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	鈴木六美会員は、千葉県行政書士会会則第 16 条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、千葉県行政書士会会則第 26 条に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	千葉県行政書士会会則第 26 条第 4 項第 1 号 前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお 3 ヶ月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして以下の勧告を行うものとする。 一 個人会員に対しては廃業の勧告